

議事概要（第2回規制改革評価・基本ルール整備WG）

平成16年11月2日（火）14:00～15:00

永田町合同庁舎1階 第4会議室

出席者 総務省行政管理局行政手続室長 白岩 俊
副管理官 明渡 将

1. 総務省からの説明

行政手続法検討会の審議経過・「行政立法手続」に関する意見募集・パブコメの実施状況（資料1～4）

2. 質疑応答

（はじめに）

- ・ **パブコメの位置づけをどのように考えているのか。**

行政の公正性・透明性を担保するためのもので、消費者・事業者等あらゆる人に開かれた、より広く意見を聞く機会と考えている。

- ・ **新規法制化を考えているのか、行政手続法に盛り込むことを考えているのか。**

行政手続法の改正にて対応することとしている。

（適用範囲）

- ・ **法律案、ガイドラインにとどまらず、告示、通達についてはどのように整理されたのか。**

検討会では、適用範囲を広げていく方向で議論されている。どこまで広げるに当たっては、必要性和合理性から判断されなければならない。つまり、告示・通達にも

多様なものがあり、件数についても官報告示だけでも年一万件を超える。行政機関の負担も考慮しなければならない。

どこまでを意見提出手続の適用範囲とするかは、内容面から規定すべきとの意見がだされている。

- ・ **「公共料金」については、議論の段階で「適用除外」との意見が出ているが、どのように整理するのか。情報開示と消費者の参画はこれまでも指摘されている。**

運賃の認可は、行政立法ではなく、個別の処分となる。認可の際の基準は、行政立法の範囲に含まれることになるのではないか。

- ・ **最終案として固まったものでなく、途中段階で意見を聞く道もあけておくべきだと考えるが、どうか。**

議論の途中においても、広く意見を聞くということは、大変いいことである。ただし、途中段階の場合、不明確な案により意見を募集することとなることから、このような手続を行政手続法の要請に応えた意見提出手続と認めることは難しく、任意で実施することでよいと思う。

(意見提出手続)

- ・ **「案」に添付すべき情報はどのように整理されたのか。情報公開法との連携は考えられているのか。**

まず、「案」としてどういうものを出していくかということが第一であり、現行の閣議決定では、「案」がきちんと定義されていないので、その部分を明確化させる方向で議論されている。その「案」を理解するのに必要な情報を付けていく形になる。公表資料はできるだけ分かりやすくするようとの意見が検討会においても出されている。意見提出手続は、単なる情報提供としての公表ではなく意見を求めるという意味があるので、しっかりした公表という位置づけをしていく。ただ、法律の条文にすることは困難なものもあり、運用上なされるものも出てくるのではないか。

(原委員)パブコメに意見を提出するに当たり、必要な資料を情報公開請求により入手しようとしても、実際に資料を入手する前に、意見提出期間が終了してしまうこと

がある。

(総務省)案を具体的で分かりやすく提示するという事は、各府省はその理解に必要と考える情報について準備することになる。そもそも案には十分な情報をつけるべき。ただし、あらゆる関連資料について準備しておくことは、現実的には困難である点は御理解願いたい。

- ・ **意見を求める期間は、30日が固定化することのないよう、30日は下限とする整理にすべきではないか**

そのような方向性で議論されている。ただし、30日より短い期間であれば、意見提出手続を実施できる案件が存在することも事実であり、その場合、手続自体をやらぬのか、短い時間でも行う方がいいのか、という点を考慮しなければならない。

- ・ **意見提出締め切りと政令等の決定までの期間については、ある程度の期間をおくべきではないか。**

提出された意見を十分考慮することが重要であって、その期間を具体的に決めることについては積極的な意見は出ていない。

- ・ **意見等の提出方法の様式がいたずらに重くならないように配慮すべきではないか。**
意見を出す人に過度に負担がかかる制度にすべきではない。一方で、意見の整理を考えると、様式があった方が分かりやすい。両者のバランスをとることが必要と考えるが、法律上規定することは難しい。

- ・ **意見を提出できる範囲は、「国民」ととどまらないのが原則か。**

用語としては「国民」を使うが、日本国民にとどまらせる必要はない。

- ・ **審議会手続との関係は整理されたのか。現行は、審議会の決定のもとにパブコメを求める場合が多いが、パブコメそのものの採否は必ずしも審議会にはかからない。どのように整理するのか。**

審議会のやり方にはいろいろなパターンがある。順番・取扱について法律で縛ることは実際の意思決定メカニズムが多様であることから、難しいだろう。検討会においても、パブコメと審議会との関係は、様々な意見が出されている。

- ・ **提出された意見は、個人情報保護の規定をかけたうえで(本人了解)一覧にして公**

開すべきではないか。

実は、ある消費者団体から全文をウェブサイトに掲載するとかえって重くなって困るという意見もあった。立場により意見は色々ある。しかし、いずれにせよ、意見の本旨が崩れてしまうほど整理してしまうのもよくない。その点はしっかり運用してもらい必要がある。また、意見の原文を見たいということであれば当然公開するものである。

(理由の提示)

- ・ **意見の取り扱いだが、採否については、特に不採用の場合はその理由を明示、公開すべきだと考えるが、整理の方向はどうなっているか。**

現行の閣議決定においても、提出された意見に対する行政機関の考え方を示すということになっている。法制化でも同じ方向ではあるが、いずれにせよ、個別回答をするべきものではない。

- ・ **数の多さ、少なさはどのように考慮されるのか。**

数の多少だけを論ずることは、多くの反対を見越しての活動などを招きかねず、かえってこの制度の趣旨に反することになるのではないかと考えている。

- ・ **「案」に大きな変更を要する場合は、再度、パブコメをする方向で整理するのか。**

パブコメは、提出された意見を考慮した上で、必要に応じ「案」を変更する制度である。したがって、変更をすれば必ず再度パブコメをしなければならないというものではない。ただし、全く異なるものとしていいというものではなく、同一性が維持されているかがメルクマールということで議論されている。それでも再度のパブコメは却って問題とする意見もある。

(行政立法に対する不服申立て)

- ・ **意見が不採用の場合に不服申立ての道は開かれているのか。**

今回行政不服審査法を改正することに積極的な意見は出されていない。提出した意見が採用されず、当該行政立法に基づき処分を受けたということであれば、当該処

分について不服申立てをする方法はある。

以 上